
久御山町都市計画の概要

令和 7 年 4 月

建設課

□□□ 目 次 □□□

1. 久御山町都市計画の変遷	・ ・ ・ 1
2. 京都府南部線引き見直し経過	・ ・ ・ 2
3. 久御山町線引き変更経過	・ ・ ・ 3
4. 久御山町都市計画マスタープラン	・ ・ ・ 3
5. 京都府南部線引き見直し等経過表	・ ・ ・ 4
6. 久御山町地域地区	・ ・ ・ 5
7. 久御山町用途地域の変遷	・ ・ ・ 6
8. 久御山町地区計画	・ ・ ・ 7
9. 久御山町都市施設	・ ・ ・ 12
10. 久御山町都市公園	・ ・ ・ 16
11. 久御山町人口動態	・ ・ ・ 17
12. 都市計画決定年表	・ ・ ・ 18
13. 都市計画用語解説	・ ・ ・ 22

1. 久御山町都市計画の変遷

年	都 市 計 画	背 景
T11 (1922)	京都市計画区域の決定	
S16 (1941)	宇治都市計画区域の決定	
S29 (1954)		久御山町発足（御牧村・佐山村合併）
S35 (1960)		
S41 (1966)		国道1号枚方バイパス開通
S45 (1970)		
S46 (1971)	京都・宇治都計当初線引き決定	
S48 (1973)	用途地域の当初決定 中央公園の決定	久御山排水機場完成
S49 (1974)	高度地区／準防火地域／特別工業地区の決定	
S50 (1975)		中央公民館新設開館、久御山団地入居開始
S53 (1978)		中央公園野球場オープン
S55 (1980)	京都・宇治都計第1回線引き見直し（町未変更）	総合計画策定
S56 (1981)	京滋バイパス、国道24号大久保バイパスの決定	中央公園庭球場オープン
S57 (1982)	公共下水道の決定	
S58 (1983)		木津川河川敷運動広場町、府野球場オープン
S59 (1984)	宇治都計第2回線引き見直し（+33ha） 用途地域／高度／準防火／特別工業地区の変更 久御山町森地区計画の決定／内屋敷公園の決定	
S60 (1985)	京都都計第2回線引き見直し（町未変更） 第二京阪道路の決定	木津川河川敷運動広場町球技場オープン 老人福祉センター「荒見苑」完成
S61 (1986)		町民プール・図書館オープン
S62 (1987)		新総合計画策定
S63 (1988)		京滋バイパス、国道24号大久保バイパス開通 京都国体秋季大会
H01 (1989)	京都第二外環状線（京滋バイパス）の決定	
H02 (1990)	市田公園の決定	
H04 (1992)	京都・宇治都計第3回線引き見直し（大内特定保留）	総合体育館オープン
H07 (1995)	宇治都計線引き変更（大内+6.4ha） 用途地域／特別工業地区の変更（大内） 大内土地区画整理事業 ～H12	
H08 (1996)	用途（新用途指定替）／特別工業／高度地区変更	第3次総合計画策定
H11 (1999)	久御山町都市計画マスタープラン策定	ふれあい交流館「ゆうホール」オープン ジャスコ久御山店オープン
H12 (2000)	京都・宇治都計第4回線引き見直し（町未変更）	ロックタウンオープン
H13 (2001)	久御山町北川顔地区地区計画の決定	
H15 (2003)	用途地域／高度地区の変更（栄2丁目） 久御山町林・栄地区地区計画の決定／変更	第二京阪・京滋バイパス・国道478号・洛南道路開通 健康センター「いきいきホール」オープン
H16 (2004)		基幹バス（宇治・大久保～中書島線）運行開始 巡回バス運行開始（試行三年間）
H17 (2005)		京都南道路部分開通 新市街地整備事業（森南大内）着工 ～H21 巡回バス運行内容変更
H18 (2006)	久御山町森南大内地区地区計画の決定 南大内土地区画整理事業 ～H20	第4次総合計画策定
H19 (2007)	京都・宇治都計第5回線引き見直し（+6.5ha） 久御山町森中内・相島東地区地区計画の決定 久御山町佐山中道・美ノケ敷地区地区計画の決定 用途地域/特別工業地区/高度地区/準防火地域変更	巡回バス本格運行スタート
H21 (2009)	特定大規模小売店舗制限地区の決定 久御山町都市計画マスタープランの改訂	子育て支援センター「あいあいホール」オープン
H22 (2010)	久御山町林・栄地区地区計画の変更	京都南道路全線開通 まちの駅クロスピアくみやまオープン バスターミナルオープン 巡回バス運行内容変更
H23 (2011)	淀八幡荘線廃止	
H25 (2013)	久御山町佐山地区地区計画の決定	
H27 (2015)	久御山町佐山地区地区計画の変更 佐山土地区画整理事業～	巡回バス廃止 デマンド乗合タクシー運行スタート
H28 (2016)	内屋敷公園の変更 京都・宇治都計第6回線引き見直し（+17.7ha） 用途地域/特別用途地区/高度地区/準防火地域変更 久御山町市田地区地区計画の決定 久御山町森中内・相島東地区地区計画の変更 久御山町都市計画マスタープランの改訂	第5次総合計画策定 京都岡本記念病院開院 デマンド乗合タクシー運行内容変更
H29 (2017)	久御山町東一口・モタレ地区地区計画の決定	
H30 (2018)		バス路線イオン松井山手線運行開始
R3 (2021)	久御山中央公園の変更	
R4 (2022)	久御山町佐山地区地区計画の変更	
R5 (2023)	久御山町森南大内地区地区計画の変更	
R6 (2024)	京都・宇治都計第7回線引き見直し（+58.5ha） 久御山町市田・林・佐古地区地区計画の決定 久御山町東一口モタレ・市田南観世地区地区計画の決定 久御山町東一口東島・モタレ地区地区計画の変更 みなくる1号線、みなくる2号線の決定	

2. 京都府南部線引き見直し経過

	告 示 日	対象都市計画区域
当初線引き	昭和46年12月28日	京都、宇治、綴喜、相楽、南丹都市計画区域
第1回見直し	昭和55年 3月28日	京都、宇治、綴喜、相楽、南丹都市計画区域
第2回見直し	昭和59年 6月12日 昭和59年11月27日 昭和60年 2月 8日	宇治、南丹都市計画区域 綴喜、相楽都市計画区域 京都都市計画区域
第3回見直し	平成 4年 5月29日 平成 4年10月20日	宇治、綴喜、相楽、南丹都市計画区域 京都都市計画区域
第4回見直し	平成12年 3月14日 平成12年 6月 9日	京都都市計画区域 宇治、綴喜、相楽、南丹都市計画区域
第5回見直し	平成19年11月13日	京都、宇治、綴喜、相楽、南丹都市計画区域
第6回見直し	平成28年5月10日	京都、宇治、綴喜、相楽、南丹都市計画区域
第7回見直し	令和6年12月24日	京都、宇治、綴喜、相楽、南丹都市計画区域

京都府南部都市計画区域

- ・ 京都都市計画区域 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、久御山町、八幡市
- ・ 宇治都市計画区域 宇治市、城陽市、久御山町、井手町
- ・ 綴喜都市計画区域 八幡市、京田辺市
- ・ 相楽都市計画区域 木津川市、精華町
- ・ 南丹都市計画区域 亀岡市、南丹市
- ・ 宇治田原都市計画区域 宇治田原町

3. 久御山町線引き変更経過

告 示 日		京都都市計画区域			宇治都市計画区域		
		都市計画 区 域	市街化 区 域	市 街 化 調整区域	都市計画 区 域	市街化 区 域	市 街 化 調整区域
当初線引き	昭和46年12月28日	33	11	22	1,357	349	1,008
第2回見直し	昭和59年 6月12日				1,357	382 (+33)	975 (-33)
大内地区編入	平成 7年 9月26日				1,353 (-4)	388.4 (+6.4)	964.6 (-10.4)
第5回見直し	平成19年11月13日				1,353	394.9 (+6.5)	958.1 (-6.5)
第6回見直し	平成28年 5月10日				1,353	412.6 (+17.7)	940.4 (-17.7)
第7回見直し	令和6年12月24日				1,353	471.1 (+58.5)	881.9 (-58.5)
		33	11	22	1,353	471.1	881.9

(ha)

4. 久御山町都市計画マスタープラン

平成11年 3月31日 策定

平成21年 3月31日 改訂

平成29年 2月10日 改訂

5. 京都府南部線引き見直し等経過表

年度	南部 5 都計 (京都、宇治、綴喜、相楽、南丹)			久 御 山 町 (京都市都計、宇治都計)	
	基礎調査	線引き見直し	用途地域	線引き見直し	用途地域
昭和46		● 当初線引き		● 当初線引き(市街化区域：京都11ha、宇治349ha)	
47					
48			● 当初指定		● 当初指定(京都、宇治)
49	●				
50					
51	●	● 一部見直し			
52					
53					
54					
55		● 第1回(一部)			
56	●				
57					
58					
59		● 第2回		● 第2回(宇治382ha)	● 第2回
60				西一口(織商) 特定保留 森大内・東一口 一般保留 佐山 一般保留	
61			● 見直し作業		
62	●		● 都計決定		
63	●				
平成元					
2					
3					
4		● 第3回		● 第3回変更なし	
5				大内 特定保留区域 第2回特定保留、一般保留解除	
6			● 見直し作業		
7				● 大内地区(宇治388.4ha)	● 大内地区
8	●		● 都計決定		● 新用途指定替
9					
10					
11					
12		● 第4回		● 第4回変更なし	
13					
14					
15	●				● 栄2丁目(日産跡地)
16	●				
17					
18					
19		● 第5回		● 第5回(宇治394.9ha)	
20					
21					
22					
23					
24	●				
25					
26					
27					
28		● 第6回		● 第6回(宇治412.6ha)	
29					
30					
令和元	●				
2					
3					
4					
5					
6		● 第7回		● 第7回(宇治471.1ha)	

6. 久御山町地域地区

	用 途 地 域				特別工業地区	高度地区	準防火地域	特定大規模小売店舗制限地区
最終決定 年月日		容積率/ 建ぺい率	R6. 12. 24	割合	R6. 12. 24	R6. 12. 24	H28. 5. 10	H28. 5. 10
宇 治	第一種低層住居専用地域	80/50	14. 6	25. 70%	—	第一種 14. 6	—	—
	第二種低層住居専用地域	—	—		—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	200/60	23		—	第二種 23	準防火 23	—
	第二種中高層住居専用地域	—	—		—	—	—	—
	第一種住居地域	200/60	78. 5		—	第三種 86. 3	準防火 86. 3	—
	第二種住居地域	200/60	5. 7		—			—
	準住居地域	200/60	2. 1		—			—
	近隣商業地域	200/80	3	0. 62%	—	第四種 3	準防火 3	特定大規模小売店舗制限
	商業地域	—	—		—	—	—	—
	準工業地域	200/60	94. 4	71. 40%	第四種 88. 4	第四種 88. 4	準防火 94. 4	特定大規模小売店舗制限 (うち77. 7haが対象地)
	工業地域	200/60	110. 6		第三種 66. 6	第五種 228. 3	—	—
	工業専用地域	200/60	139. 2		第一種 92. 2 第二種 47		—	—
	小 計		471. 1		294. 2	443. 6	206. 7	80. 7
京 都	第一種住居地域	200/60	11	2. 28%	—	11	11	—
	合 計		482. 1	100. 0%	294. 2	454. 6	217. 7	80. 7

(ha)

7. 久御山町用途地域の変遷

決定年月日			S48. 12. 25	S59. 6. 12	H 7. 9. 26	H 8. 5. 24	H15. 8. 29	H19. 11. 13	H28. 5. 10	R6. 12. 24
用途地域		容積率/ 建ぺい率	当初決定	第2回見直し	大内地区	新用途指定替	栄2丁目	第5回見直し	第6回見直し	第7回見直し
宇治	第一種低層住居専用地域	80/50	14.0	14.0	14.0	14.0	14.6 (+0.6) 日産跡地栄	14.6	14.6	14.6
	第二種低層住居専用地域	—				—	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	200/60	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
	第二種中高層住居専用地域	—				—	—			
	第一種住居地域	200/60	73.0	87.5 (+14.5) 北川顔・藤和田 8.5 島田 1.5 市田新珠城 3.0 佐山西ノ口 1.5	87.5	79.7	79.7	78.5 (-1.2) 北川顔	78.5	78.5
	第二種住居地域	200/60				5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
	準住居地域	200/60				2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
	近隣商業地域	200/80	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	商業地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	準工業地域	200/60	71.0	73.0 (+2.0) 島田 1.5 府営下津屋 0.5	73.0	73.0	73.0	76.7 (+3.7) 南大内 2.9 佐山中道・美ノケ敷 0.8	94.4 (+17.7) 佐山西ノ口・美ノケ敷、 下津屋上ノ浜 6.3 市田祇園田・一ノ坪、 市田大領 11.4	94.4
	工業地域	200/60	20.0	20.0	26.4 (+6.4) 森大内 6.4	48.7 (+22.3) 国道1号・第二京阪 沿い	48.1 (-0.6) 日産跡地栄	52.1 (+4.0) 佐山中道・美ノケ敷 1.9 森中内・相島東 2.1	52.1	110.6 (+58.5) 東一口東島・モタレ21.5 東一口モタレ・市田南観世 12.1 市田・林・佐古24.9
	工業専用地域	200/60	145.0	161.5 (+16.5) 森川端 16.5	161.5	139.2 (-22.3) 国道1号・第二京阪 沿い	139.2	139.2	139.2	139.2
小 計			349.0	382.0	388.4	388.4	388.4	394.9	412.6	471.1
京都	第一種住居地域	200/60	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
合 計			360.0	393.0	399.4	399.4	399.4	405.9	423.6	482.1

(ha)

8. 久御山町地区計画

①久御山町森地区地区計画

決定年月日	S59. 6. 12
位 置	久御山町森川端、中内（一部）、大内（一部）
面 積	約16. 5ha
地区計画 目 標	当地区は、京滋バイパスと国道 1 号との結節点という恵まれた立地条件から流通業務地、工業地等として利用が見込まれるため、計画的な地区施設の整備、適正な土地利用を図り、流通業務地、公害のない工業地としての良好な地域環境を形成保持する。
土地利用 方 針	計画的な地区施設を備えた良好な工業地（工業専用地域）の形成を図る。
地区施設 整備方針	区画道路の計画的な配置、整備を図る。
建築物等 整備方針	公害発生の恐れのある工場の立地を防止する。
地区整備計画	区画道路（幅員9m）

②久御山町北川顔地区地区計画

決定年月日	H13. 2. 14
位 置	久御山町北川顔風呂田、馬嶋、馬場崎の各一部
面 積	約1. 5ha
地区計画 目 標	当地区は、本町の西部に位置し、広域幹線道路事業による集団移転地として整備される区域である。当地区及びその周辺は現在、市街化調整区域であり、また、整備中の京都第二外環状道路に近接していることから、地区計画を策定することにより、周辺地域の環境と調和した住宅地の形成と居住環境の保全を図ることを目標とする。
土地利用 方 針	地区は住宅地とする。また地区内には緑地公園・墓地を適正に配置する。
地区施設 整備方針	当該区域の北側に広域幹線道路が予定されており、環境施設帯を兼ねる緑地公園・墓地を住宅地と広域幹線道路との間に配置する。また、区画道路（幅員6m）を計画的に配置する。
建築物等 整備方針	建築物の用途、高さ等を制限し、住宅地の形成と保全を図る。
地区整備計画	道路（幅員6m）、緑地公園、建築物（用途、面積、高さ）

③久御山町林・栄地区地区計画

決定年月日	H15. 8. 29、H15. 12. 25（行政界変更に伴う）、H22. 12. 21（日産土地売却に伴う）
位 置	久御山町林高黒、鉾ノ本、八幡講、栄 2 丁目の各一部
面 積	約17. 6ha
地区計画 目 標	本地区は、「久御山町都市計画マスタープラン」の中で、都市型産業への転換や工業地域周辺の緑道整備や工場敷地内緑化により、環境整備を図る「産業ゾーン」として位置付けられ、また、工場跡地等利用に関し、地域経済や雇用、まちづくりの活性化に資するため、適正な公共施設等の整備と併せて産業系への土地利用転換を適切に誘導し、土地の合理的利用と都市機能の更新を図ることを目標とする。
土地利用 方 針	産業系を中心とした企業の立地による良好な都市空間を形成する。 ①事業所用地の土地利用は主に住宅系を除いた土地利用に限定する。 ②周辺環境整備に寄与するとともに、周辺地域と調和のとれた開発とする。
地区施設 整備方針	①地区内及び周辺の自動車交通を円滑に処理するため、地区幹線道路、区画道路を適切に配置する。 ②地区の憩いの場として公園を整備し、また周辺の良好な住環境との調和をはかるため、緑地を配置する。
建築物等 整備方針	住工混在を避け、良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を行う。
地区整備計画	面積（約13. 0ha）、地区幹線道路、区画道路、緑地、公園、建築物（用途）

④久御山町森南大内地区地区計画

決定年月日	H18. 9. 22、R5. 1. 26（高さの最高限度変更に伴う）
位 置	久御山町森南大内、市田鈴間、野村外野の各一部
面 積	約6.4ha
地区計画 目 標	本地区は、本町の中央部に位置し、第二京阪道路や国道1号に囲まれ、久御山ICに近接するなど、交通利便性の高い地区であり、久御山町都市計画マスタープランにおいて、良好な商業機能の誘導を推進する「商業・交流エリア」や、活力にみちたまちづくりに貢献する「広域交流拠点」に位置付けている。 本地区計画では、計画的な商業施設の集積を図り、公共交通利便性向上のため、交通結節点機能をもつ地区施設を整備することにより、本町の中心地として新たな交流拠点となる良好な新市街地形成と都市機能の向上を図る。
土地利用 方 針	本町の中心地にふさわしい良好な新市街地形成を図るため、区域をA地区、B地区、C地区に区分し、土地利用の基本方針を以下のように定める。 〈A地区〉主に住宅系を除き商業施設の集積を図るとともに、交通結節点機能としての地区施設（交通広場及び道路）を適正に配置することで公共交通の利便性向上を図り、交流拠点としての良好な土地利用を誘導する。 〈B地区〉既存市街地の周辺居住地環境と調和のとれた土地利用を誘導する。 〈C地区〉魅力ある都市空間を創出するために、交流を促進し、地区の活性化を促す良好な土地利用を誘導する。
地区施設 整備方針	交通広場へのアクセスを容易にし、周辺及び地区内の自動車交通を円滑に処理するため、交通広場及び道路を適切に配置し整備を行う。
建築物等 整備方針	建築物等の用途の制限、建築物の容積率、建ぺい率の最高限度、建築物の高さの最高限度を定めることにより、活力に満ちた都市景観の形成及び周辺環境との調和を図る。
地区整備計画	第1号区画道路（幅員19m）、第2号区画道路（幅員14～17m）、交通広場（バスターミナル）、建築物（用途、面積、高さ）、A地区（約4.3ha）、B地区（約1.5ha）、C地区（約0.6ha）

⑤久御山町森中内・相島東地区地区計画

決定年月日	H19. 11. 13、H29. 2. 1（区画道路廃止）
位 置	久御山町森中内、相島相島東の各一部
面 積	約2.1ha
地区計画 目 標	本地区は、本町の北部に位置し、広域幹線道路である国道1号と京都第二外環状道路一般国道478号の結節点西側の交通条件に恵まれた地区である。「久御山町都市計画マスタープラン」においては、本地区西側に隣接する田園環境の保全をしつつ、都市型産業への転換を図る「工業・流通ゾーン」に位置づけられている。本地区計画では、幹線道路沿道としての適切な土地利用を誘導し、周辺地域と調和のとれた良好な市街地形成を図ることを目標とする。
土地利用 方 針	久御山町北部の結節点として、周辺地域の環境に配慮するとともに、地区内の用途の混在による環境の悪化を防止するため、風俗営業施設等の制限を行うことにより、良好な市街地形成を図る。
地区施設 整備方針	機能的な市街地の形成を図るため、区画道路を適切に配置する。
建築物等 整備方針	良好な地区環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。
地区整備計画	区画道路（幅員6.5m、延長55m）

⑥久御山町佐山中道・美ノケ藪地区地区計画

決定年月日	H19. 11. 13
位 置	久御山町佐山中道、美ノケ藪、庫ノ脇の各一部
面 積	約2.7ha
地区計画 目 標	本地区は、本町の南部に位置し、広域幹線道路である第二京阪道路一般国道1号と主要地方道宇治淀線の結節点西側の交通条件に恵まれた地区である。「久御山町都市計画マスタープラン」においては、幹線道路の沿道機能の活用とその周辺地の健全な土地利用促進を図る「土地利用促進ゾーン」に位置づけられている。今後、宇治淀線より南側の国道1号が完成することで、更なる市街化が進展すると予想される地区である。 本地区計画では、幹線道路沿道としての適切な土地利用を誘導し、周辺地域の環境と調和のとれた良好な市街地形成を図ることを目標とする。
土地利用 方 針	久御山町南部の結節点として、周辺地域の環境に配慮するとともに、地域に適した良好な市街地形成を図るため、区域をA地区とB地区に区分し、土地利用の基本方針を以下のように定める。 A地区一体的な基盤整備を行うことにより、地区施設を適切に配置する。また、地区内の用途の混在による環境の悪化を防止するため、遊戯施設・風俗営業施設等の制限を行う。 B地区地区内の用途の混在による環境の悪化を防止するため、遊戯施設・風俗営業施設等の制限を行う。
地区施設 整備方針	機能的な市街地の形成を図るため。既存道路の拡幅整備を進めるとともに、新たな区画道路を適切に配置する。
建築物等 整備方針	良好な地区環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。
地区整備計画	第1号区画道路（幅員6.5m、延長約90m）、第二号区画道路（幅員6.5m、延長約180m） A地区（約1.7ha）、B地区（約1.0ha）

⑦久御山町佐山地区地区計画

決定年月日	H25. 10. 1、H27. 11. 27（区域拡大に伴う）、R4. 3. 10（用途変更に伴う）
位 置	久御山町佐山西ノ口の一部
面 積	約6.0ha
地区計画 目 標	本地区は、町の都市計画マスタープランにおいて、広域連携幹線道路及び地域生活幹線道路と位置付けられている第二京阪道路及び府道宇治淀線が交差する地域で、周辺部は市街化が進み、東側は住宅、西側は工業を中心とする市街地が形成され、西側の地区界に接して久御山南インターチェンジが開設され広域交通の利便性が高まっている地域である。 本地区計画では、都市計画マスタープランにおいて、医療・福祉・交流エリアと位置付けられており、今後、さらに進む高齢社会に向け、地域に不足する総合医療施設を誘導することで、地域住民の福祉に寄与し、併せて広域交通の利便性の高さを活かした適正な土地利用計画と公共施設の整備改善により、良好な環境保全と市街地環境の形成を図るものである。
土地利用 方 針	久御山町南部の交通の利便性の要衝として、周辺地域の環境に配慮するとともに、医療施設を中心とした良好な市街地環境の保全と形成を図るべく、土地利用の方針を次のように定める。地区施設、医療施設、児童福祉施設及び各施設の関連施設を適切に配置し、広域交通の利便性の高さを活かし周辺環境に配慮した土地利用並びに調和のとれた良好な市街地形成と都市機能の向上を図る。
地区施設 整備方針	区画道路を適切に配置し、医療施設利用者や周辺居住者の安全で快適な空間の創出を図る。
建築物等 整備方針	建築物の用途の混在化などによる環境の悪化を防止し、総合医療施設としてふさわしい建築物及び広域交通の利便性の高さを活かした建築物の誘導を図るとともに、建築物等の用途の制限及び高さの最高限度を定め、良好な市街地環境の形成を図る。
地区整備計画	区画道路（幅員6.5m、延長約130m）

⑧久御山町市田地区地区計画

決定年月日	H28. 5. 10
位 置	久御山町市田祇園田、市田一ノ坪の各一部、市田大領の全部
面 積	約11. 4ha
地区計画 目 標	当地区は、京滋バイパス巨椋IC, 第二京阪道路久御山南ICの周辺地区として、産業集積を促進する区域であり、既に府道八幡宇治線沿道に工場が立地し、地区の大半を占め、市街化区域と連担している。 本地区計画では、府道八幡宇治線沿道としての適切な土地利用を誘導し、周辺地域の環境と調和のとれた良好な市街地形成を図る。
土地利用 方 針	久御山町の産業地として、周辺地域の環境に配慮するとともに、地区内の用途の混在による環境の悪化を防止するため、住宅、店舗、風俗営業施設等の制限を行うことにより、良好な市街地形成を図る。
建築物等 整備方針	良好な地区環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。
地区整備計画	壁面の位置の制限（敷地境界線から建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は5 m以上とする）

⑨久御山町東一口東島・モタレ地区地区計画

決定年月日	H29. 8. 3、R6. 12. 24（区域拡大に伴う）
位 置	久御山町東一口東島、東一口モタレ、森大内、森北大内、市田南観世の各一部
面 積	約21. 5ha
地区計画 目 標	当地区は、本町の都市計画マスタープランにおいて、広域幹線道路及び地域幹線道路と位置付けられている京滋バイパス、京都第二外環状道路、第二京阪道路及び国道1号が交差し、また、一級河川古川及び巨椋池排水幹線に挟まれた地域である。 広域幹線道路が交差する久御山ジャンクションが機能し広域交通の利便性の高さを活かした交通の拠点となる地域であり、流通業務施設等の整備が進められてきた。 当地区は、都市計画マスタープランにおいて、産業活用促進エリアと位置づけられており、広域交通の利便性の高さを活かした適正な土地利用計画と公共施設の整備により、優れた都市機能及び市街地環境の形成を図るものである。
土地利用 方 針	本町の広域交通の利便性の高さを活かす地区施設を適切に配置し、流通業務施設を中心とした土地利用並びに周辺地域の環境に配慮した調和のとれた良好な市街地形成と都市機能の向上を図る。
地区施設 整備方針	今後の土地利用を見据えるとともに、地区内の動線及び環境について、周辺居住者及び農地に配慮した区画道路や橋梁を適切に配置し、安全で快適な空間の創出を図る。
建築物等 整備方針	流通業務の拠点として機能性に富み、広域交通の利便性の高さを活かした建築物の誘導を図るとともに、建築物等の用途の制限及び高さの最高限度を定め、良好な市街地環境の形成を図る。

⑩久御山町東一口モタレ・市田南観世地区地区計画

決定年月日	R6. 12. 24
位 置	久御山町東一口モタレ、市田南観世、森北大内の各一部
面 積	約12. 1ha
地区計画 目 標	当地区は、本町の都市計画マスタープランにおいて、広域幹線道路及び地域幹線道路と位置付けられている京滋バイパス、京都第二外環状道路、第二京阪道路及び国道 1 号が交差し、また、一級河川古川及び巨椋池排水幹線に挟まれている。 地区の南西側では工業を中心とする市街地が形成されており、広域幹線道路が交差する久御山ジャンクションの至近に位置し、広域交通の利便性の高さを活かした流通業務施設に適した交通の拠点となる地域である。 都市計画マスタープランにおいても、産業活用促進エリアと位置づけられているため、広域交通の利便性の高さを活かした適正な土地利用計画により、優れた市街地環境の形成を図るものである。
土地利用 方 針	本町の広域交通の利便性の高さを活かし、流通業務施設を中心とした土地利用並びに周辺地域の環境に配慮した調和のとれた良好な市街地形成を図る。
建築物等 整備方針	流通業務の拠点を主として機能性に富み、広域交通の利便性の高さを活かした建築物の誘導を図るとともに、建築物等の用途の制限を定め、良好な市街地環境の形成を図る。

⑪久御山町市田・林・佐古地区地区計画

決定年月日	R6. 12. 24
位 置	久御山町市田東大門、市田新珠城、市田一ノ坪、市田五ノ坪、市田立花、林北畑、佐古外屋敷の各一部
面 積	約24. 9ha
地区計画 目 標	当地区は、京滋バイパス巨椋IC、第二京阪道路久御山南ICの周辺に位置しており、広域交通の利便性が高く、周辺の住環境の配慮した産業活動の活性化を図る区域で、周辺部は市街化が進み、北側は住宅、西側は公共を中心とする市街地が形成され、市街化区域と連単している。 当地区は、都市計画マスタープランにおいて、市街化区域拡大の検討とあわせて、周辺の住環境に配慮した産業立地促進ゾーンに位置づけられており、既存企業の工場等の移転・拡張や新規企業の工場立地等の事業拡大ニーズに対応し、併せて広域交通の利便性の高さを活かし、ものづくりや物流関連産業を主体とした適正な土地利用計画により、良好な環境保全と市街地環境の形成を図るものである。
土地利用 方 針	久御山町の産業地として、交通の利便性を活かし、周辺地域の環境に配慮するとともに、ものづくりや物流関連産業を中心とした良好な事業用地の形成を図る。
建築物等 整備方針	広域交通の利便性の高さを活かした建築物の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定め、良好な市街地環境の形成を図る。

9. 久御山町都市施設 京都都市計画区域

決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間	備 考
S14. 9. 29 (当初決定) S24. 3. 24 (変更) H11. 8. 27 (名称変更)	3・6・10 淀宇治線 (旧：Ⅱ・Ⅲ・89 淀新田停車場線)	起点：京都市伏見区淀美豆町 終点：久御山町大橋辺北島 延長：約830m 幅員：11m 車線：2車線	H11 ～	幹線街路（府道） 淀宇治線
S14. 9. 29 (当初決定) H23. 8. 22 (廃止)	I ・ 小 ・ 13 淀八幡荘線	幅員：（淀宇治南西側 8m、北東側 11m）		
S59. 1. 24 (当初決定)	久御山町公共下水道 (淀処理区)	排水区域面積：約11ha	S59. 4. 17～H6. 3. 31	

9. 久御山町都市施設 宇治都市計画区域

決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間	備 考
S32. 6. 15 (当初決定) S51. 11. 30 (名称変更) S60. 4. 12 (変更) H 1. 8. 25 (変更)	3・6・3 宇治淀線 (旧：Ⅲ・3・4 宇治淀線)	起点：宇治市宇治貳番 終点：久御山町北川顔表畑 延長：約8,950m 幅員：11m		幹線街路（府道） 宇治淀線
S32. 6. 15 (当初決定) S51. 11. 30 (名称変更) S60. 4. 12 (変更) R6. 12. 24 (変更)	3・6・5 八幡荘宇治線 (旧：Ⅰ・小・2 淀宇治線)	起点：宇治市宇治戸ノ内 終点：久御山町北川顔馬場崎野 延長：約7,960m 幅員：8m		幹線街路（府道） 八幡荘宇治線
S56. 11. 27 (当初決定) S60. 4. 12 (変更) H 1. 8. 25 (変更)	1・4・1 滋賀京都線	起点：宇治市槇島拾壱 終点：久御山町森中内 延長：約3,670m 幅員：20m	S47. 3. 25 ～	自専道（国道） 京滋バイパス
S56. 11. 27 (当初決定) S60. 4. 12 (変更)	3・3・20 宇治久御山線	起点：宇治市槇島拾壱 終点：久御山町森中内 延長：約4,050m 幅員：24m		幹線街路（国道） 京滋バイパス一般部
S56. 11. 27 (当初決定) R6. 12. 24 (変更)	3・3・21 京都田辺線	起点：久御山町市田中観世 終点：城陽市水主上外島 延長：約7,300m 幅員：27.5m	S42 ～ S63	幹線街路（国道） 国道24号大久保バイパス
S56. 11. 27 (当初決定) S60. 4. 12 (変更)	3・3・22 国道1号線	起点：久御山町東一口頂場 終点：久御山町下津屋下ノ浜代 延長：約4,230m 幅員：25m	S48 ～	幹線街路（国道） 国道1号線
S60. 4. 12 (当初決定) H 1. 8. 25 (変更) H14. 2. 19 (変更)	1・3・2 京都大阪線	起点：久御山町東一口大島先 終点：久御山町下津屋上ノ浜 延長：約4,140m 幅員：29m 車線：4・6車線	S61 事業化 H15. 3. 30 供用	自専道（国道） 第二京阪道路

9. 久御山町都市施設 宇治都市計画区域

決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間	備 考
S60. 4. 12 (当初決定) H 1. 8. 25 (変更) H14. 2. 19 (変更) R6. 12. 24 (変更)	3・1・25 京都枚方線	起点：久御山町東一口大島先 終点：久御山町下津屋上ノ浜 延長：約4,140m 幅員：60m 車線：4車線	S61 事業化 H15. 3. 30 部分供用 (久御山JCTまで南行) H15. 4. 30 部分供用 (久御山JCTから北行) H17. 6. 19 部分供用2.5km (久御山JCT～宇治迄)	幹線街路(国道) 国道1号線 (洛南道路・京都南道路)
H 1. 8. 25 (当初決定)	1・4・3 京都第二外環状線	起点：久御山町森中内 終点：久御山町北川顔表畑 延長：約2,580m 幅員：20.5m	H 1 事業化 H15. 8. 10 供用	自専道(国道) 京滋バイパス(京都第二外環)
H 1. 8. 25 (当初決定)	3・4・26 京都第二外環状線	起点：久御山町森中内 終点：久御山町北川顔表畑 延長：約2,580m 幅員：19m	H 1 事業化 H15. 8. 10 供用	幹線街路(国道) 国道478号線
S48. 11. 27 (当初決定) R 3. 1. 15 (変更)	3・3・301 久御山中央公園	約2.51ha 約2.71ha(公園区域変更)	S49. 8. 20 ～ S60. 3. 31	近隣公園
S59. 9. 21 (当初決定) H 2. 7. 31 (変更) H28. 4. 20 (変更)	2・2・201 内屋敷公園	約0.14ha 約0.15ha(公園区域変更)	S59. 11. 24 ～ S61. 3. 31	街区公園
H 2. 2. 1 (当初決定)	2・2・202 市田公園	約0.11ha	H2. 6. 15 ～ H4. 3. 31	街区公園
S57. 12. 8 (当初決定) S62. 2. 7 (変更) H 3. 1. 18 (変更) H 9. 4. 9 (変更) H14. 10. 3 (変更) H19. 12. 25 (変更) H25. 12. 27 (変更) H28. 4. 18 (変更) R 2. 3. 3 (変更) R 5. 2. 14 (変更)	京都府木津川流域関連 久御山町公共下水道 (洛南処理区)	排水区域面積：約597ha	S58. 1. 31 ～	公共下水道(汚水) 公共下水道(雨水の追加)
S49. 6. 7 (当初決定) R5. 2. 14 (変更)	佐山都市下水路 (R5. 2. 13まで) 佐山排水路	全体区域：約42ha 全体延長：約827m	S49. 12. 17 ～ S53. 1. 31	公共下水道(雨水)
S51. 11. 24 (当初決定) R5. 2. 14 (変更)	荒見都市下水路 (R5. 2. 13まで) 荒見排水路	全体区域：約176ha 全体延長：約2,720m	S52. 2. 12 ～ S61. 3. 31	公共下水道(雨水)

9. 久御山町都市施設 宇治都市計画区域

決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間	備 考
S60. 11. 25 (当初決定) H18. 9. 22 (変更) R5. 2. 14 (変更)	大内都市下水路 (R5. 2. 13まで) 大内排水路	全体区域：約193ha 全体延長：約3,580m	S60. 1. 23 ～ H8. 3. 31	公共下水道 (雨水)
R6. 12. 24 (当初決定)	3・5・401 みなくる 1 号線	起点：久御山町市田新珠城 終点：久御山町佐古清水 延長：約900m 幅員：14m		
R6. 12. 24 (当初決定)	3・5・401 みなくる 2 号線	起点：久御山町市田東大門 終点：久御山町佐古外屋敷 延長：約850m 幅員：14m		

10. 久御山町都市公園

種 類		公 園 名	面積（㎡）	都計決定	供用開始	全面改修	備 考
都市公園	近隣公園	久御山中央公園	27,062.50	S48.11.27	S53.3.31		野球場、庭球場、ゲートボール場
	街区公園	栄南公園	1,947.12	－	S51.11.22	H13. 3.29	開発による H12個性により改修
		栄中央公園	1,541.57	－	S51.11.22	H14.12.19	開発による公園 H14個性により改修
		内屋敷公園	1,522.87	S59. 9.21	S61.4.1		H3.7.2 区域変更 H28.4.20変更(1522.87㎡)
		市田公園	1,106.28	H 2. 2. 1	H4.4.1		用地買収による
		佐山南公園	1,732.78	－	H8.6.1		ほ場整備の保留地買収
		森ふれあい公園	2,544.63	－	H11.10.7		開発（ジャスコ）による
		大内みずべ公園	3,500.09	－	H12.10.3		大内土地区画整理事業による
		栄みどり公園	1,000.05	－	H16.4.1		開発（日産跡地）による公園
		栄緑の回廊	3,876.89	－	H16.4.1		開発（日産跡地）による緑地
		宮ノ川南公園	2,098.91		S63.4.1	H19.3.31	元国有水路敷
		北川顔北公園	13,885.54		H21.4.1		国からの移管
		鈴間東公園	1,563.91		H21.4.1		南大内土地区画整理事業による
		計		1 3 箇所	63,383.14		
その他公園		3 0 箇所	11,931.12				
木津川河川敷運動広場	久御山町	40,150.38	野球場C S58.7.27 開設、球技場AB S60.9.1 開設 多目的広場・ソフトボール場 H3.4.29 → H17.9縮小申請				
	京都府	14,790.50	S58.7.27 開設（主にスポーツ少年団が利用 ）				
京都府「みどりヶ丘」（府民スポーツ広場）			87,416.00	京都府管理 グラウンド3面、自由広場1面			

* 参 考	町民一人当たりの都市公園面積；	4.18 m ²
	その他公園含；	4.97 m ²
	木津川河川敷運動広場(町府)含；	8.59 m ²
	町人口；	15,162 人（令和7年4月1日）

DID地区内公園面積； 38,230.19 m² ※久御山中央公園 25,136.5m²

1.1. 久御山町人口動態(都市計画区域別) (日本人+外国人)

(人)

	年度末	H28. 3	H29. 3	H30. 3	H31. 3	R2. 3	R3. 3	R4. 3	R5. 3	R6. 3	R7. 3	R7-H28 増減数	R7-R6 増減数
市街化 区域	大橋辺	545	583	576	571	554	578	611	624	615	621	76	6
	北川顔	115	114	106	108	107	108	104	114	114	112	-3	-2
	藤和田	256	250	244	244	238	230	215	208	212	241	-15	29
	島 田	597	588	608	642	634	622	611	624	623	590	-7	-33
	森	114	103	106	101	101	98	100	103	105	106	-8	1
	野 村	228	214	207	200	195	192	193	186	183	181	-47	-2
	佐 山	2,934	2,901	2,904	2,861	2,823	2,794	2,770	2,693	2,648	2,586	-348	-62
	佐 古	620	593	615	625	619	630	614	616	602	615	-5	13
	林	3,567	3,530	3,494	3,510	3,507	3,440	3,361	3,411	3,404	3,411	-156	7
	市 田	1,004	1,007	1,021	1,009	1,004	987	1,017	1,023	1,025	1,005	1	-20
	田 井	753	755	725	730	713	699	675	684	683	670	-83	-13
	下津屋	1,021	1,033	1,026	998	980	964	942	920	903	875	-146	-28
	米	1,991	1,961	1,962	1,953	1,933	1,955	1,938	1,913	1,892	1,876	-115	-16
計		13,745	13,632	13,594	13,552	13,408	13,297	13,151	13,119	13,009	12,889	-856	-120
市街化 調整区域	北川顔	97	94	94	86	90	88	90	86	84	80	-17	-4
	藤和田	190	185	181	183	181	179	179	178	171	178	-12	7
	島 田	189	180	184	180	167	173	166	159	155	152	-37	-3
	坊之池	271	268	271	264	258	245	250	244	250	237	-34	-13
	中 島	177	174	173	163	162	163	155	150	151	148	-29	-3
	西一口	87	85	78	74	70	69	68	65	57	59	-28	2
	東一口	666	655	646	636	615	614	604	593	583	572	-94	-11
	相 島	207	202	203	211	216	212	204	199	193	192	-15	-1
	森	147	145	149	148	152	150	148	148	145	140	-7	-5
	野 村	183	181	178	175	173	168	167	156	155	150	-33	-5
	佐 山	15	15	15	16	19	25	34	34	42	42	27	0
	佐 古	108	108	110	106	108	110	110	109	114	115	7	1
	林	16	15	12	16	16	17	11	10	7	7	-9	0
	市 田	67	60	65	65	61	66	72	71	70	63	-4	-7
	田 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下津屋	167	158	158	155	155	149	147	143	144	138	-29	-6
計		2,587	2,525	2,517	2,478	2,443	2,428	2,405	2,345	2,321	2,273	-314	-48
全 域	大橋辺	545	583	576	571	554	578	611	624	615	621	76	6
	北川顔	212	208	200	194	197	196	194	200	198	192	-20	-6
	藤和田	446	435	425	427	419	409	394	386	383	419	-27	36
	島 田	786	768	792	822	801	795	777	783	778	742	-44	-36
	坊之池	271	268	271	264	258	245	250	244	250	237	-34	-13
	中 島	177	174	173	163	162	163	155	150	151	148	-29	-3
	西一口	87	85	78	74	70	69	68	65	57	59	-28	2
	東一口	666	655	646	636	615	614	604	593	583	572	-94	-11
	相 島	207	202	203	211	216	212	204	199	193	192	-15	-1
	森	261	248	255	249	253	248	248	251	250	246	-15	-4
	野 村	411	395	385	375	368	360	360	342	338	331	-80	-7
	佐 山	2,949	2,916	2,919	2,877	2,842	2,819	2,804	2,727	2,690	2,628	-321	-62
	佐 古	728	701	725	731	727	740	724	725	716	730	2	14
	林	3,583	3,545	3,506	3,526	3,523	3,457	3,372	3,421	3,411	3,418	-165	7
	市 田	1,071	1,067	1,086	1,074	1,065	1,053	1,089	1,094	1,095	1,068	-3	-27
	田 井	753	755	725	730	713	699	675	684	683	670	-83	-13
	下津屋	1,188	1,191	1,184	1,153	1,135	1,113	1,089	1,063	1,047	1,013	-175	-34
	米	1,991	1,961	1,962	1,953	1,933	1,955	1,938	1,913	1,892	1,876	-115	-16
計		16,332	16,157	16,111	16,030	15,851	15,725	15,556	15,464	15,330	15,162	-1,170	-168
前年対増加率		-0.2%	-1.1%	-0.3%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-1.1%	-0.6%	-0.9%	-1.1%		

住民基本台帳

12. 久御山町都市計画決定表

年 月 日	都 市 計 画 決 定 の 内 容 等	内示等番号
T11. 8. 2	京都都市計画区域の決定	
S14. 9. 29	淀新田停車場線の決定	
S16. 2. 8	宇治都市計画区域の決定	内告示第 53号
S24. 3. 24	淀新田停車場線の変更	
S46. 12. 28	京都都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定（当初決定）	府告示第727号
〃	宇治都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定（当初決定）	府告示第728号
S48. 11. 27	宇治都市計画公園の変更（久御山中央公園決定）	府告示第603号
S48. 12. 25	京都都市計画用途地域の決定	府告示第665号
〃	宇治都市計画用途地域の決定	府告示第666号
S49. 3. 15	京都都市計画高度地区の決定（府の承認 2. 1）	町告示第 7号
〃	宇治都市計画高度地区の決定（府の承認 2. 1）	町告示第 8号
〃	京都都市計画準防火地域の決定（府の承認 2. 1）	町告示第 9号
〃	宇治都市計画準防火地域の決定（府の承認 2. 1）	町告示第 10号
〃	宇治都市計画特別工業地区の決定（府の承認 2. 1）	町告示第 11号
S49. 6. 7	宇治都市計画下水路の決定（佐山）（府の承認 6. 4）	町告示第 27号
S51. 11. 24	宇治都市計画下水路の決定（荒見）（府の承認11. 18）	町告示第 53号
S51. 11. 30	宇治都市計画道路の変更 3・6・3 宇治淀線の変更（旧：Ⅲ・3・4 宇治淀線から名称変更） 3・6・5 八幡荘宇治線の変更（旧：Ⅰ・小・2 淀宇治線から名称変更）	府告示第664号
S56. 11. 27	宇治都市計画道路の変更 1・4・1 滋賀京都線の決定（京滋バイパス専用部） 3・3・20 宇治久御山線の決定（京滋バイパス一般部） 3・3・21 京都田辺線の決定（国道24号大久保バイパス） 3・3・22 国道1号線の決定	府告示第843号
S57. 12. 8	宇治都市計画下水道事業の決定 （京都府木津川流域関連久御山町公共下水道）	町告示第 62号
S59. 1. 24	京都都市計画下水道事業の決定（町公共下水道）	町告示第 3号
S59. 6. 12	宇治都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（第2回見直し）	府告示第328号
〃	宇治都市計画用途地域の変更	府告示第329号
〃	宇治都市計画特別工業地区の変更	町告示第 35号
〃	宇治都市計画準防火地域の変更	町告示第 36号
〃	宇治都市計画高度地区の変更	町告示第 37号
〃	宇治都市計画地区計画の決定（森地区）	町告示第 38号
S59. 9. 21	宇治都市計画公園の変更（内屋敷公園決定）	町告示第 57号
S60. 4. 12	宇治都市計画道路の変更 1・3・2 京都大阪線の決定（第二京阪道路専用部） 3・1・25 京都枚方線の決定（第二京阪道路一般部） 1・4・1 滋賀京都線の変更（京滋バイパス専用部） 3・3・20 宇治久御山線の変更（京滋バイパス一般部） 3・3・22 国道1号線の変更（終点部延伸） 3・6・3 宇治淀線の変更（第二京阪道路決定に伴う交差部） 3・6・5 八幡荘宇治線の変更（〃）	府告示第264号
S60. 11. 25	宇治都市計画下水路の決定（大内）	町告示第 65号
S62. 2. 7	宇治都市計画下水道事業の変更 （京都府木津川流域関連久御山町公共下水道）	町告示第 6号

年 月 日	都 市 計 画 決 定 の 内 容 等	内 示 等 番 号
H元. 8. 25	宇治都市計画道路の変更 1・4・1 滋賀京都線の変更（京滋バイパス専用部） 1・3・2 京都大阪線の変更（第二京阪道路専用部） 3・6・3 宇治淀線の変更（第二外環道路決定に伴う交差部） 3・1・25 京都枚方線の変更（ " ） 1・4・3 京都第二外環状線の決定（京都第二外環状道路専用部） 3・4・26 京都第二外環状線の決定（ " ）	府告示第502号
H 2. 2. 1	宇治都市計画公園の変更（市田公園決定）	町告示第 2号
H 2. 7. 31	宇治都市計画公園の変更（内屋敷公園変更）	町告示第 84号
H 3. 1. 18	宇治都市計画下水道事業の変更 （京都府木津川流域関連久御山町公共下水道）	町告示第 7号
H 4. 5. 29	宇治都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更	府告示第365号
H 7. 9. 26	宇治都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（大内地区）	府告示第558号
"	宇治都市計画用途地域の変更（大内地区）	府告示第560号
"	宇治都市計画特別工業地区の変更（大内地区）	町告示第 50号
H 8. 5. 24	京都都市計画用途地域の変更	府告示第400号
"	宇治都市計画用途地域の変更	府告示第401号
"	宇治都市計画特別工業地区の変更	町告示第 43号
"	宇治都市計画高度地区の変更	町告示第 44号
H 9. 4. 9	宇治都市計画下水道事業の変更 （京都府木津川流域関連久御山町公共下水道）	町告示第 26号
H11. 8. 27	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更 3・6・10 淀宇治線の変更（旧：淀新田停車場線から名称変更）	府告示第534号
H13. 2. 14	宇治都市計画地区計画の決定（北川顔地区）	町告示第 8号
H14. 2. 19	宇治都市計画道路の変更 1・3・2 京都大阪線（第二京阪道路料金所施設の変更） 3・1・25 京都枚方線（第二京阪道路料金所施設変更に伴う）	府告示第 81号
H14. 10. 3	宇治都市計画下水道事業の変更 （京都府木津川流域関連久御山町公共下水道）	町告示第111号
H15. 1. 7	京都都市計画用途地域の変更（建ぺい率変更）	府告示第 6号
"	宇治都市計画用途地域の変更（建ぺい率変更）	府告示第 7号
H15. 8. 29	宇治都市計画用途地域の変更（栄2丁目の一部）	府告示第452号
"	宇治都市計画高度地区の変更（栄2丁目の一部）	町告示第 86号
"	宇治都市計画地区計画の決定（林・栄地区）	町告示第 87号
H15. 12. 25	宇治都市計画高度地区の変更（栄2丁目の一部）（行政界変更に伴う）	町告示第118号
"	宇治都市計画地区計画の変更（林・栄地区）（行政界変更に伴う）	町告示第117号
H16. 5. 14	京都都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（法改正に伴う）	府告示第348号
"	宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（法改正に伴う）	府告示第349号
H18. 9. 22	宇治都市計画地区計画の決定（森南大内地区）	町告示第120号
"	宇治都市計画下水道の変更（大内都市下水路）	町告示第121号
H19. 11. 13	京都都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	府告示第572号
"	宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	府告示第573号
"	京都都市計画区域区分の変更	府告示第577号

年 月 日	都 市 計 画 決 定 の 内 容 等	内 示 等 番 号
〃	宇治都市計画区域区分の変更	府告示第578号
〃	宇治都市計画用途地域の変更	府告示第583号
〃	宇治都市計画地区計画の決定（森中内・相島東地区）	町告示第125号
〃	宇治都市計画地区計画の決定（佐山中道・美ノケ藪地区）	町告示第126号
〃	宇治都市計画特別工業地区の変更	町告示第127号
〃	宇治都市計画高度地区の変更	町告示第128号
〃	宇治都市計画準防火地域の変更	町告示第129号
H19. 12. 25	宇治都市計画下水道事業の変更 （京都府木津川流域関連久御山町公共下水道 洛南処理区）	町告示第140号
H21. 3. 27	宇治都市計画特定大規模小売店舗制限地区の決定	町告示第 39号
H22. 12. 21	宇治都市計画地区計画の変更（林・栄地区）（日産土地売却に伴う）	町告示第 119号
H23. 8. 22	京都市計画道路の変更 Ⅰ・小・13 淀八幡荘線の廃止	町告示第102号
H25. 10. 1	宇治都市計画地区計画の決定（佐山地区）	町告示第153号
H25. 12. 27	宇治都市計画下水道事業の変更 （京都府木津川流域関連久御山町公共下水道 洛南処理区）	町告示第37号
H27. 11. 27	宇治都市計画地区計画の変更（佐山地区）	町告示第144号
H28. 4. 18	宇治都市計画下水道事業の変更 （京都府木津川流域関連久御山町公共下水道 洛南処理区）	町告示第52号
H28. 4. 20	宇治都市計画公園の変更（内屋敷公園変更）	町告示第51号
H28. 5. 10	京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	府告示第266号
〃	宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	府告示第267号
H28. 5. 10	京都市計画区域区分の変更	府告示第274号
〃	宇治都市計画区域区分の変更	府告示第275号
〃	宇治都市計画地区計画の決定（市田地区）	町告示第54号
〃	宇治都市計画用途地域の変更	町告示第55号
〃	宇治都市計画高度地区の変更	町告示第56号
〃	宇治都市計画準防火地域の変更	町告示第57号
〃	宇治都市計画特別用途地区の変更	町告示第58号
H29. 2. 1	宇治都市計画地区計画の変更（森中内・相島東地区）	町告示第5号
H29. 8. 3	宇治都市計画地区計画の決定（東一口東島・モタレ地区）	町告示第73号
R2. 3. 3	宇治都市計画下水道事業の変更 （京都府木津川流域関連久御山町公共下水道 洛南処理区）	町上下水道事業 告示第2号
R3. 1. 15	宇治都市計画公園の変更（久御山中央公園変更）	町告示第1号
R4. 3. 10	宇治都市計画地区計画の変更（佐山地区）（用途変更に伴う）	町告示第10号
R5. 1. 26	宇治都市計画地区計画の変更（森南大内地区）（高さの最高限度変更に伴う）	町告示第 3 号
R5. 2. 14	宇治都市計画下水道事業の変更（公共下水道（雨水の追加））	町告示第 7 号

年 月 日	都 市 計 画 決 定 の 内 容 等	内示等番号
R6. 11. 26	京都都市計画都市再開発の方針の決定	府告示第593号
R6. 12. 24	宇治都市計画道路の変更 3・5・401 みなくる1号線の追加 3・5・402 みなくる2号線の追加	町告示第122号
〃	宇治都市計画用途地域の変更	町告示第122号
〃	宇治都市計画高度地区の変更	町告示第123号
〃	宇治都市計画特別用途地区の変更	町告示第124号
〃	宇治都市計画地区計画の決定（市田・林・佐古地区）	町告示第125号
〃	宇治都市計画地区計画の決定（東一口モタレ・市田南観世地区）	町告示第130号
〃	宇治都市計画地区計画の変更（東一口東島・モタレ地区）	町告示第131号
〃	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	府告示第635号
〃	宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	府告示第636号
〃	京都都市計画区域区分の変更	府告示第642号
〃	宇治都市計画区域区分の変更	府告示第643号
〃	京都都市計画道路の変更 3・1・25号 京都枚方線の変更 3・3・21号 京都田辺線の変更 3・6・5号 八幡荘宇治線の変更	府告示第647号

13. 都市計画用語解説

都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画をいいます。
都市計画区域	「都市」の範囲を明らかにするために、人口・土地利用、自然的・社会的条件などの現況・推移を把握し、一体の都市として捉える必要がある区域を「都市計画区域」として指定します。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地になっている区域や計画的に市街地にしていく区域をいいます。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化をおさえる区域をいいます。
区域区分（線引き）	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することをいいます。
地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対するルールを決め、合理的な土地利用を実現しようとする、都市計画の種類のひとつです。地域地区の中には、用途地域や特別用途地区、高度地区、準防火地域などの規制があります。
用途地域	都市における環境を守り、効率的な都市活動を行うために、市街化区域の中でも、住宅地、商業地、工業地などの土地利用の種別により地区を区分します。各用途地域により、容積率や建ぺい率を定めます。
高度地区	建築物の高さの最高限度や最低限度を定めます。
防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐため、建築物の防火上の構造制限を定めています。
特別用途地区	用途地域を補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進、または環境の保護を図るために定めます。久御山町には、工業地の公害防止や環境保全などを目的とした特別工業地区があります。
都市計画マスタープラン	都市計画の目標、基本的な方針を示すものをいいます。
都市計画決定	都市計画を一定の手続きにより決定することをいい、広域的・根幹的な見地から決定するものは都道府県が定め、その他については市町村が定めます。
都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査・審議するために設置される附属機関の名称で、都道府県、市町村のそれぞれに設置されます。
都市計画施設	都市の骨組みを形づくる道路・駐車場や公園・緑地、上下水道など、都市計画決定された施設をいいます。
都市計画事業	都市計画決定された道路や公園などを整備する場合、国土交通大臣や都道府県知事の認可、承認を受けて行われる事業をいいます。
土地区画整理事業	土地所有者が少しずつ土地を出し合い、道路・公園などの公共施設を整備し、宅地を整形化する事業をいいます。
地区計画	それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために定められる計画で、生活道路や公園、建築物の建て方や街並みのルールなど、住民の意見を反映して定める都市計画のひとつです。